



2025年12月24日

## 各 位

住所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会社名	GMO インターネットグループ株式会社
代表者	代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO 熊谷 正寿 (コード番号 9449 東証プライム)
問い合わせ先	取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括 安田 昌史
TEL	03-5456-2555(代)
URL	<a href="https://www.group.gmo">https://www.group.gmo</a>

## プライム・ストラテジー株式会社（証券コード：5250）株式に対する

## 公開買付けの結果に関するお知らせ

GMO インターネットグループ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 11 月 25 日、プライム・ストラテジー株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：5250、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 11 月 26 日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 12 月 23 日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

## 記

## I. 公開買付けの結果について

## 1. 買付け等の概要

## (1) 公開買付者の名称及び所在地

GMO インターネットグループ株式会社  
東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号

## (2) 対象者の名称

プライム・ストラテジー株式会社

## (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

## (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,214,800 (株)	1,849,400 (株)	2,214,800 (株)
合計	2,214,800 (株)	1,849,400 (株)	2,214,800 (株)

(注 1) 本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）総数が買付予定数の下限（1,849,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,214,800株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 公開買付期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2025年11月26日(水曜日)から2025年12月23日(火曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2026年1月19日(月曜日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,600円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,849,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,214,800株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(2,302,610株)が買付予定数の上限(2,214,800株)を超えたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年12月24日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	2,302,610株	2,214,899株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—

株券等預託証券 ( )	—	—
合計	2,302,610 株	2,214,899 株
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	22,148 個	(買付け等後における株券等所有割合 60.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等前における株券等所有割合 -%)
対象者の総株主等の議決権の数	34,849 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年7月11日に提出した第23期半期報告書に記載された、2025年5月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式（但し、自己株式を除きます。）及び新株予約権の行使により交付される対象者株式についても買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年10月14日に公表した「2025年11月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年8月31日現在の発行済株式総数（3,552,000株）に、対象者から2025年11月25日現在残存するものと報告を受けた新株予約権（897個）の目的となる対象者株式の数（179,400株）を加算した株式数（3,731,400株）から、2025年8月31日現在の対象者が所有する自己株式数（40,031株）を除いた株式数（3,691,369株）に係る議決権数（36,913個）を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（2,302,610株）が買付予定数の上限（2,214,800株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等（本公開買付けに応募した株主をいいます。以下同じとします。）からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとしました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

② 決済の開始日  
2025年12月26日（金曜日）

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

### ④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

## 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

### (1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、公開買付者が 2025 年 11 月 25 日に公表した「プライム・ストラテジー株式会社（証券コード：5250）株式に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

### (2) 今後の見通し

本公開買付けによる公開買付者の業績への影響については、現在精査中であり、今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

## 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

GMO インターネットグループ株式会社 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上